

岩手県告示第363号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成27年4月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問看護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人清和会	奥州市水沢区東大通り 一丁目5番30号	水沢訪問看護ステーションひまわり	奥州市水沢区東大通り 一丁目5番30号	平成25年12月31日

2 介護予防訪問看護

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
医療法人清和会	奥州市水沢区東大通り 一丁目5番30号	水沢訪問看護ステーションひまわり	奥州市水沢区東大通り 一丁目5番30号	平成25年12月31日